

「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について〈基本方針〉（案）」

パブリック・コメント実施要領

令和3年12月 教育委員会（学校教育課）

1 募集期間 令和4年1月4日（火）～令和4年1月24日（月）

2 意見募集の趣旨

三次市教育委員会は、令和2年10月、小・中学校のより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、「今後における市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化のあり方」について、三次市学校規模適正化検討委員会に諮問し、令和3年3月に「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について（答申）」（以下「答申」という。）の提出を受けた。

この答申には、「子どもたち一人ひとりに豊かな教育環境を保障するために、学校規模の大小に関わらず、これまでの小中一貫教育の実績、成果を踏まえつつ、各学校がその良さを生かし、ICT（情報通信技術）を積極的に利活用して課題解決を図ることにより、適正な学校規模及び配置を実現する。」とある。

三次市教育委員会は、この答申を尊重しつつ、学校においては児童生徒の一定の集団活動が可能になる学習環境が望ましいことを踏まえ、学校規模及び配置の適正化の検討を進めていくための「三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について〈基本方針〉（案）」を作成したので、広く市民の意見を求める。

3 意見提出ができる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する人

4 関係資料閲覧方法

次の関係資料について、窓口での閲覧及び市ホームページからのダウンロードができるようにする。

- (1) 関係資料
 - ・三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化について〈基本方針〉（案）
 - ・意見記入用紙
- (2) 閲覧窓口
 - ・三次市役所本庁（東館1階受付・本館5階 学校教育課）及び各支所

5 意見の提出方法

住所、名前、電話番号を記載した様式を、次のいずれかの方法により提出

(1) 持参

三次市役所本庁（東館1階 受付・本館5階 学校教育課）及び各支所の窓口

(2) 郵送

〒728-8501

三次市十日市中二丁目 8-1

三次市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 宛

(3) FAX

FAX 番号：0824-62-6288

(4) メール

E-mail：gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp

(5) 提出にあたっての注意事項

とく名や無記名のもの、「3意見提出ができる人」の要件に該当しない人からの意見については、無効とする。

6 提出していただいた意見の取り扱い

お寄せいただいた意見は、十分に考慮し、三次市の考えとともに整理した上で、公表することとし、公表の際には、意見の内容のみを公表するものとする。また、住所・名前などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用しないものとする。

なお、個々の意見に直接回答はしないものとし、あらかじめ了承を依頼するものとする。

【問い合わせ先】

担当部署：三次市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 (担当 信田)

電話番号：0824-62-6184

FAX 番号：0824-62-6288

E-mail：gakkou@city.miyoshi.hiroshima.jp